

# だい じ よっか いち し しょうがい しゃ けい かく 第4次四日市市障害者計画

ねんど ねんど  
2019年度～2023年度

がいようばん  
概要版

たが ちが みと あ  
互いに違いを認め合い、  
じぶん く しゃ かい じつ げん  
自分らしく暮らせる社会の実現

よっか いち し しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すいしん じょうれい せいてい  
「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」を制定しました！

しょうがい り ゆう さ べつ しょうらい きん し たが じんかく こ せい そんちよう あ  
障害を理由とする差別を将来にわたって禁止し、お互いに人格と個性を尊重し合  
いながら共に安心して暮らすことができる、すべての人が人として尊ばれる明るく住  
みよい社会を着実に作り、将来に引き継いでいくことを決意し、「四日市市障害を  
理由とする差別の解消を推進する条例」を制定しました。

じょうれい り ねん ふ しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう と く そく  
この条例の理念を踏まえ、障害を理由とする差別を解消するための取り組みの促  
進を図り、適切な合理的配慮の提供を推し進め、障害のある人が持っている力を発  
揮できる(エンパワメント)環境づくりを進めます。

## だい じ よっか いち し しょうがい しゃ けい かく 第4次四日市市障害者計画 【概要版】

はっこう ねんげつ へいせい ねん がつ  
発行年月:平成31年3月

はっこう よっか いち し けんこう ふくし ぶ しょうがい ふくし か  
発行:四日市市 健康福祉部 障害福祉課  
よっか いち し す わちよう ばん ごう  
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

TEL:059-354-8171 FAX:059-354-3016

E-mail:syougaifukushi@city.yokkaichi.mie.jp  
市ホームページ:https://www.city.yokkaichi.lg.jp



へい せい ねん がつ  
平成31年3月  
よっか いち し  
四日市市



# 第4次四日市市障害者計画の概要

- 根拠** 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画
- 性格** 障害のある人のための施策に関する基本的な計画
- 期間** 5年間(2019年度から2023年度)
- 内容** 障害者施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な考え方(基本理念・重点施策)と、基本的施策(各論)を定め、計画の実効性が確保できるよう推進体制を明確にする。第3次四日市市障害者計画の基本理念を引き継ぎ、「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会」の実現を掲げた計画とする。

障害のある人等にアンケート調査を行い、障害のある人やその家族、社会福祉団体、教育施設や学識経験者、関係行政機関の職員などからなる委員会(四日市市障害者施策推進協議会)に諮り、いろいろな人の意見を計画に反映しました。



おやまだしょうがっこう ねんせい  
小山田小学校4年生  
やだ ゆずき  
矢田 柚紀さん



うつべちゅうがっこう ねんせい  
内部中学校2年生  
おおはし まな  
大橋 茉那さん

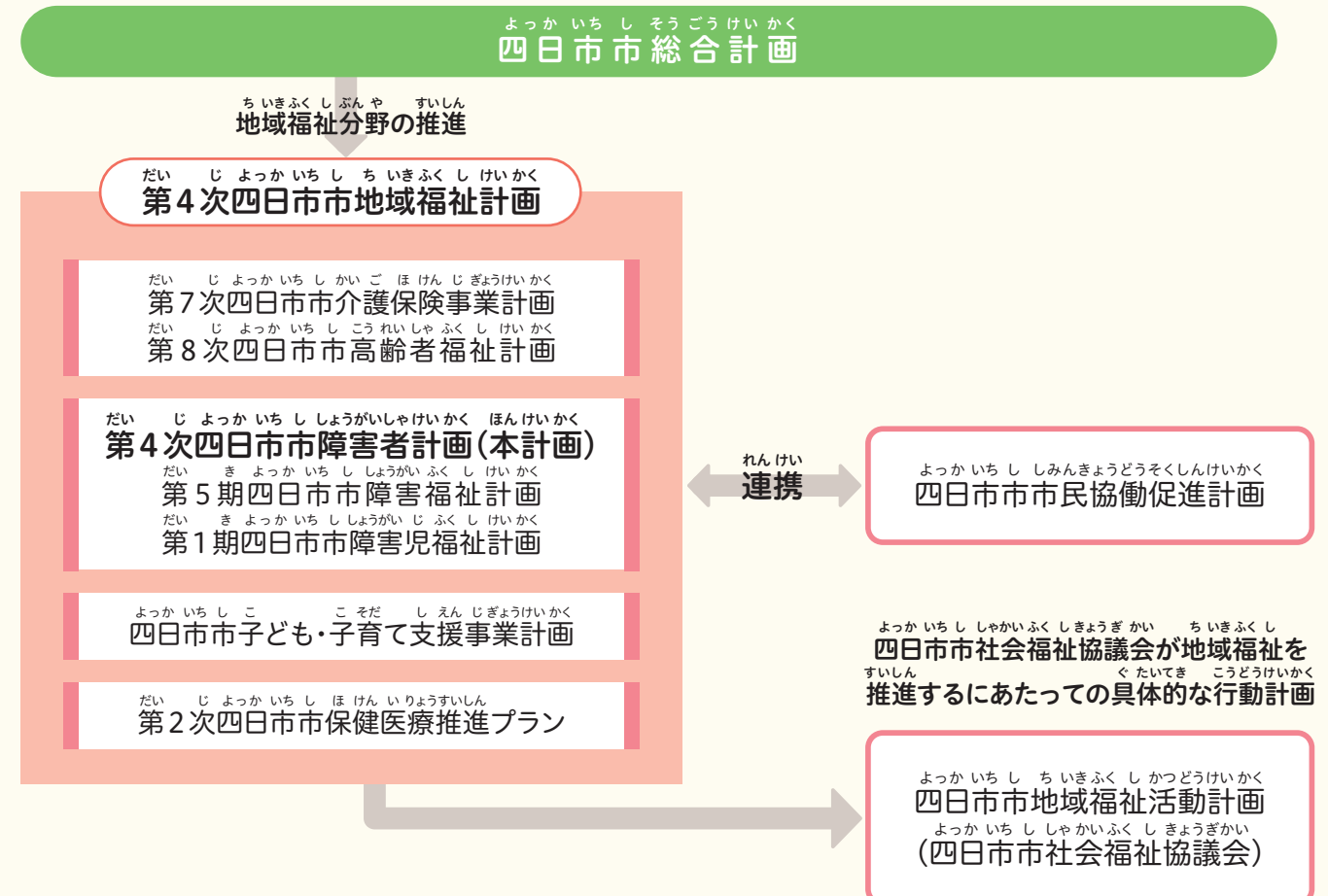


うつべちゅうがっこう ねんせい  
内部中学校2年生  
かわもとのの か  
川本 野々花さん

# 第4次四日市市障害者計画の役割

この計画では、基本理念の実現を進めるため、行政を中心として、市民、関係団体や事業者など四日市市にかかわるすべての人が一体となり、それぞれの役割を担うことができるよう、市の取り組みの進め方を示しています。

また、「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の理念を浸透させて、各施策を展開し、国が定めた障害者基本法など各種法律を踏まえながら、国や三重県の取り組みと協力し、四日市市のまちづくり、福祉、子育てに関する計画などとともに、施策を進めていきます。



とみだしょうがっこう ねんせい  
富田小学校3年生  
かわはし こうき  
川橋 滉貴さん



おおやちこうしょうがっこう ねんせい  
大矢知興讓小学校6年生  
ささき みそら  
佐々木 美空さん

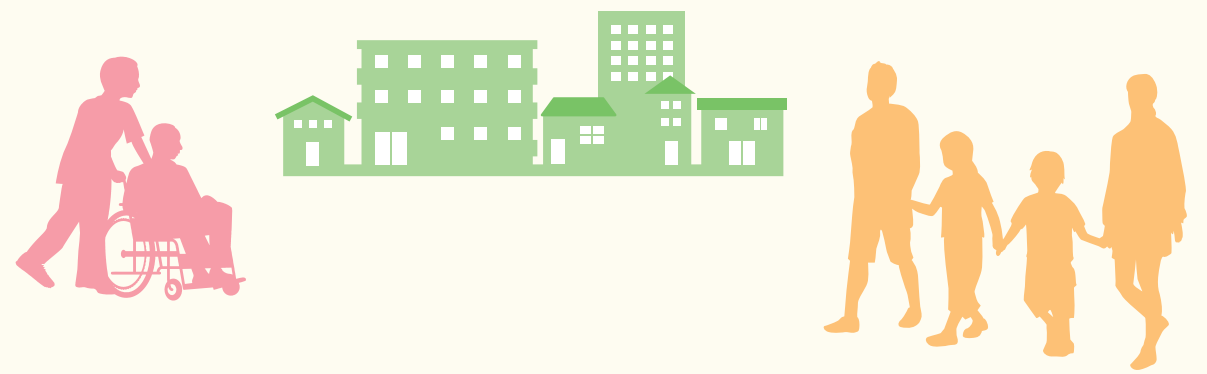


さくらしょうがっこう ねんせい  
桜小学校6年生  
おがた みき  
小縣 未来さん

きほんりねん  
基本理念

たが ちが みと あ じぶん く しゃかい じつげん  
「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会」の実現

きほんりねん たっせい じゅうてん せ さく  
基本理念を達成するための「重点施策」



じゅうてんせさく  
重点施策

1

しょうがい ひと こま  
障害のある人をきめ細やかに  
ささ と く すいしん  
支えることのできる取り組みの推進

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の理念を踏まえ、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえ、各種取り組みを推進します。

また、障害に加えて年齢や性別等により、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するよりきめ細やかな配慮が求められていることを踏まえ、各種取り組みを推進します。

「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の啓発、条例に基づいた取り組みの推進

地域福祉計画との連携・多機関の協働による相談体制・情報提供体制の充実

相談支援事業者や障害福祉サービス提供事業者のネットワークの強化

障害のある人に寄り添った相談体制の確立(相談機関の連携の強化)

じゅうてんせさく  
重点施策

2

しょうがい とくせい ふ  
それぞれの障害の特性を踏まえ、  
ほんにん いし せんちよう  
本人の意思を尊重した  
そうごうてき しえんたいせい  
総合的な支援体制づくり

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、それぞれの障害に応じたニーズの的確な把握に努めます。また、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育・雇用・就労、防災・防犯などの関係機関だけでなく、障害福祉サービス提供事業者や民間企業、NPO法人、地域住民団体などと連携を図り、ライフステージに応じた総合的かつ効果的できめ細やかな支援施策が行えるよう体制の充実を図ります。

障害の特性に応じた多様な生活支援、就労支援の促進

→相談支援体制強化及び就労支援機関等の連携強化による生活支援、就労支援の促進

防災、防犯体制の強化

→初動体制の強化(避難行動要支援者名簿の整備・活用支援等)

→合理的配慮を踏まえた「防災マニュアル」の充実

→社会福祉施設の「地域交流促進」「防犯にかかる安全確保」の両立支援

スポーツ活動の啓発(2020年東京パラリンピック、2021年三重とわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)開催を好機とした障害者スポーツの啓発)

→周知・啓発活動の促進

→環境整備の推進

ぐ たいてき と く きほんてきせさく  
**具体的な取り組み(基本的施策)**

**1 理解と交流の促進**

さまざまな方法でより多くの人に障害や障害のある人に対する理解を促進します。また、ボランティア活動に対する理解を深めます。

- 1 啓発・広報活動の充実
- 2 福祉教育の充実
- 3 地域福祉活動の促進

**2 保健・医療の充実**

疾病・障害に関する知識の普及・啓発を図り、障害の早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実に努め、障害の発生予防や重度化の防止、また、生きがいや日々の活力づくりの促進、障害のある人の健康の保持・増進を図ります。

- 1 心と体の健康づくりの推進
- 2 早期から学齢期にかけると発達支援の充実
- 3 医療・リハビリテーションの充実
- 4 保健・医療・福祉の連携強化

**3 教育の充実**

障害のある子どもが夢や希望を持って暮らせるよう、家族を含めた支援を充実します。関係機関と連携してライフステージに応じた、一貫したきめ細やかな支援を実施します。

- 1 就学前教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育の充実

**4 生活環境の整備**

障害のある人が、地域の中で安心して安全に暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、バリアフリー化を通じてアクセシビリティの向上に努めるとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 住環境整備の促進
- 3 移動・交通対策の推進
- 4 防災・防犯体制の充実

**5 雇用・就労の促進**

障害のある人が個々人の働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。

- 1 雇用・就労の支援
- 2 福祉的就労の促進

**6 生活支援の充実**

障害のある人が地域の中で自立した生活を送るため、本人の意思を尊重した生活支援体制の整備を進めます。

- 1 生活安定施策の充実
- 2 居宅生活支援サービス等の充実
- 3 住まいの場(居住系サービス)の充実
- 4 自立活動の支援